

使用者も、労働者も

確認しよう! 「働き方改革」

「働き方改革」は、働く人たちが個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行され、働き方が変わってきています。



▲厚生労働省
ホームページ

Check 1

時間外労働の上限規制

鹿沼労働基準監督署 ☎(64)3215

時間外労働の上限については、原則として

月45時間・年間360時間 を超えることはできません。

※特別な事情がある場合でも年720時間、100時間未満/月（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）を限度に設定する必要があります。



Check 2

年次有給休暇の確実な取得

鹿沼労働基準監督署 ☎(64)3215

労働基準法が改正され、使用者（企業）は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日以上**、確実に有給休暇を取得させる必要があります。

Check 3

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者*との間で、基本給や賞与などの個々の待遇について、**不合理な待遇差** が禁止されます。 ※パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者

パートタイム労働者、有期雇用労働者関係

派遣労働者関係

栃木労働局雇用環境・均等室 ☎ 028(633)2795

栃木労働局需給調整事業室 ☎ 028(610)3556

課題解決の支援について ▶ 栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800(800)8100

上記の改正に加え、「育児・介護休業法」の改正が令和4年4月1日より段階的に施行され、10月から**育児休業給付制度**が変わりました！企業としてもさまざまな対応が求められていますので、ご確認ください。

Check 4

育児休業の分割取得、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

- ・育児休業の分割取得について、**分割して2回取得可能**
1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで育児休業給付金が受けられます。
 - ・産後パパ育休の創設について、**子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能。**
産後パパ育休を取得した場合には、出生時育児休業給付金が受けられます。
- ▶ 制度の詳細については、下記のお問い合わせ先または厚生労働省ホームページをご覧ください。

育児・介護休業法について

各種給付金について

栃木労働局雇用環境・均等室 ☎ 028(633)2795

鹿沼公共職業安定所(ハローワーク鹿沼) ☎ (62)5125

やさしい日本語

在宅療養
働き方改革

悪質商法
総合計画
⑦

令和3年度決算

人事行政

市民のひろば

フレンド
シップ

健康

お知らせ

インボイス
制度